

農地中間管理機構における遊休農地事務手続きについて

平成 30 年 8 月 27 日制定
令和 8 年 4 月 1 日改正

《福島県農地中間管理機構》
(公財) 福島県農業振興公社

1 目的

農地法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項に基づき農業委員会が行う遊休農地の利用意向調査の結果、法第 35 条第 1 項に基づき農業委員会が福島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対して行う通知（以下「意向表明通知」という。）及び「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号、農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）第 3 の 5 の(3)に基づき農業委員会から機構に行われる情報提供（以下「情報提供通知」という。）に関し、事務手続きを定めるため。

2 手続きについて

(1) 意向表明通知・情報提供通知の方法

農業委員会が機構に意向表明通知又は情報提供通知を行う場合は、様式 1 をそれぞれ別葉に作成し添付するものとする。

(2) 意向表明通知に対する機構借入の可否判断

機構は、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第 6 条に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するかどうか速やかに判断するものとする。

ア 借入不可の判断の場合

機構は、法第 35 条第 2 項ただし書に基づき、判断結果を農業委員会に通知するとともに、農業委員会から当該農地所有者等に通知するよう依頼するものとする。（様式 2）
（参考様式）

イ 借入可の判断の場合

機構は、法第 35 条第 2 項に基づき、当該農地の所有者等に対し、その農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。（様式 3）

また、農業委員会へ協議の申し入れをした旨を通知するものとする。（様式 4）

なお、協議の結果、不調となった場合は農業委員会へ通知するものとする。（様式 5）

(3) 情報提供通知に対する機構借入の可否判断

機構は、規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するかどうか速やかに判断し、その結果を農業委員会へ通知するものとする。（様式 6）

附則

1 この通知は、平成 30 年 8 月 27 日から施行する。

2 この通知による廃止前の「農地法第 35 条第 1 項に基づく通知に係る事務手続きについて」の規定に基づき農業委員会から機構へ行われた「協議通知」については、この通知

で定める「意向表明通知」とみなす。

3 この通知は、令和8年4月1日から施行する。